

# 旭区連合自治会町内会連絡協議会 9月定例会



旭区マスコットキャラクター  
あさひくん

日 時：令和6年9月18日（水）  
午前10時00分から  
場 所：新館大会議室（旭区役所新館2階）

## 1 警察・消防からのお知らせ

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	旭警察署からのお知らせ（情報提供） (旭警察署) <b>【資料1-1】</b>	単会 会長
(2)	旭消防署からのお知らせ（情報提供） (旭消防署) <b>【資料1-2】</b>	単会 会長

## 2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	特別市の実現に向けた機運醸成の取組について（情報提供） (政策経営局 制度企画課／旭区 区政推進課) <b>【資料2-1】</b>	単会 会長
(2)	災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布について（情報提供） <b>※ 申込期間：令和6年9月25日（水）から10月15日（火）まで</b> (総務局 地域防災課／旭区 総務課) <b>【資料2-2】</b>	単会 会長
(3)	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について（情報提供） (市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課) <b>【資料2-3】</b>	単会 会長

## 3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	令和6年度共同募金運動へのご協力について（依頼） (旭区社会福祉協議会) <b>【資料3-1】</b>	別送
(2)	<b>GREEN×EXPO 2027</b> に向けて新たに着手する工事について（情報提供） (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 上瀬谷整備推進課) <b>【資料3-2】</b>	<b>連長</b>
(3)	旭区花いっぱい事業における秋の花苗配布の申請について（事業説明） <b>※ 申請期限：令和6年10月31日（木）</b> (旭区 地域振興課) <b>【資料3-3】</b>	単会 会長
(4)	旭区消費生活推進員制度の休止について（事業説明） (旭区 地域振興課) <b>【資料3-4】</b>	単会 会長
(5)	令和6年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について（依頼） <b>※ 提出期限：令和6年10月18日（金）</b> (旭区 地域振興課) <b>【資料3-5】</b>	単会 会長

#### 4 その他（情報提供、講演会・催事等の案内等）

（自治だよりに掲載しませんが、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します）

番号	議題	配布先
(1)	横浜地区の合同調停手続相談会の開催に伴う告知用ポスターの掲示について（掲出依頼） ※ 掲出期間：令和6年11月16日（土）まで （保土ヶ谷民事調停協会）【資料4-1】	掲示
(2)	6区合同（旭・保土ヶ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷）災害時医療のぼり旗掲出訓練の実施に伴う告知ポスターの掲出について（掲出依頼） ※ 掲出期間：令和6年10月23日（水）まで （旭区 福祉保健課）【資料4-2】	掲示
(3)	臨時期日前投票所（二俣川）の変更について（掲出依頼） （旭区 総務課）【資料4-3】	掲示
(4)	第34回旭ふれあい区民まつり開催に係るポスター掲示について（掲出依頼） ※ 掲出期間：令和6年10月20日（日）まで （旭区 地域振興課）【資料4-4】	掲示
(5)	「2025旭オープンガーデン」会場募集について（情報提供） ※ 募集期間：令和6年9月2日（月）から10月31日（木）まで （旭区 区政推進課）【資料4-5】	単会 会長
(6)	「ASAHI GREEN×EXPO 2027 応援プログラム」について（情報提供） （旭区 区政推進課）【資料4-6】	単会 会長
(7)	「あさひみらい塾2024」の実施について（情報提供） ※ 申込期限：令和6年10月28日（月）まで （旭区 地域振興課）【資料4-7】	単会 会長
(8)	第43回旭区民文化祭の開催について（情報提供） （旭区 地域振興課）【資料4-8】	単会 会長
(9)	「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定」改定素案の説明会開催等について（情報提供） （都市整備局 企画課）【資料4-9】	連長
(10)	「あさひさんさんウォーク2024」の開催について（情報提供） （旭区 福祉保健課）【資料4-10】	連長
(11)	防災イベントの開催について（情報提供） （旭区 総務課）【資料4-11】	連長
(12)	区連会ホームページ開設に伴う各地区連合自治会町内会の紹介文及び写真の提供について（依頼） ※ 回答期限：令和6年10月11日（金）まで （旭区 地域振興課）【資料4-12】	連長

5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

- |   |                     |
|---|---------------------|
| (1) ふくほしらね (第33号)                       | ※白根地区町内会自治会連合会 広報紙  |
| (2) みんなの若葉台 (No.468)                    | ※若葉台連合自治会 広報紙       |
| (3) みんなの若葉台 (No.469)                    | ※若葉台連合自治会 広報紙       |
| (4) 二俣川ニュータウンだより (Vol. 10)              | ※二俣川ニュータウン連合町内会 広報紙 |
| (5) YOKOHAMA SAKONYAMA 連合だより (No.111)   | ※左近山連合自治会 広報紙       |
| (6) YOKOHAMA SAKONYAMA 連合だより (No.112)   | ※左近山連合自治会 広報紙       |
| (7) YOKOHAMA SAKONYAMA 連合だより (No.112号外) | ※左近山連合自治会 広報紙       |

定例会結果報告はこちら



**【次回日程】**

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 10月定例会

日 時：令和6年10月18日（金） 午前10時00分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館2階）

**旭警察署生活安全ニュース** 令和6年9月号  
旭警察署生活安全課 045-361-0110(内線261)

**⚡ 刑法犯の発生状況** 令和6年8月

	令和6年	令和5年	増減
特殊詐欺	50	44	+6
空き巣	11	14	-3
車上ねらい	24	18	+6
部品ねらい	29	40	-11
自動車盗	9	9	±0
オートバイ盗	28	26	+2
自転車盗	93	80	+13
不同意わいせつ	11	4	+7
強盗	0	0	±0
ひったくり	1	1	±0
器物損壊、忍込み等	334	340	-6
総件数	590	576	+14

● **特殊詐欺について**  
 旭区全域で特殊詐欺の前兆電話が多数入電しています。  
 特殊詐欺の手口の一つとして預貯金詐欺があります。  
 最近の騙しの電話は、区役所を騙り、「医療費の還付があります。手続きに新しいキャッシュカードが必要です。」等と電話をかけてきて、区役所職員を装う人が、自宅にキャッシュカードを取りに来るものです。  
 電話で「カード・お金・ATM」という言葉を聞いたら、それは詐欺です。  
 被害者の方のほとんどが、特殊詐欺の手口を知っていて、騙されています。  
 自宅の電話に迷惑電話防止機器を取り付けることで、被害を防止しましょう。

⓪ **特殊詐欺の発生状況** 令和6年8月末

神奈川県内

	令和6年	令和5年	増減
件数	1,171	1,330	-159

令和6年 被害金額 約34億3100万円

旭区内

	令和6年	令和5年	増減
件数	50	44	+6

令和6年 被害金額 約7800万円

★ **旭警察署からのお知らせ**

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～  
 あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。  
 地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

**みんなであつくり！ 安全・安心の街 旭!**

# 特殊詐欺発生件数(8月)

発生件数 7件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
7月19日	川島町	金融機関騙り	キャッシュカード2枚	相手が多乗った身分を借じた	8月19日	善部町	区役所騙り	キャッシュカード2枚	自分が騙されると思っていた
8月2日	東希望が丘	区役所騙り	キャッシュカード3枚、通帳3通	相手が多乗った身分を借じた					
8月8日	下川井町	市役所騙り	キャッシュカード2枚	自分が騙されると思っていた					
8月6日	鶴ヶ峰本町2丁目	区役所騙り	キャッシュカード4枚、通帳1通	相手が多乗った身分を借じた					
7月10日	柏町	区役所騙り	70万、キャッシュカード9枚、通帳1通	相手が多乗った身分を借じた					
8月16日	上白根2丁目	医療関係者騙り	680万円	自分が騙されると思っていた					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月	1件					1件			
累計	2件	2件	0件	2件	0件	1件	1件	0件	0件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月	1件	1件							
累計	7件	3件	1件	0件	1件	1件	1件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	1件	2件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月									
累計	0件	1件	0件	0件	2件	0件	5件	1件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月	1件								
累計	1件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月		1件							
累計	0件	1件	2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月								1件	
累計	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	0件

# 8 月 中 前 兆 電 話 入 電 地 区 一 覧

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰 1 丁目	鶴ヶ峰 2 丁目	鶴ヶ峰本町 1 丁目	鶴ヶ峰本町 2 丁目	鶴ヶ峰本町 3 丁目	西川島町	中希望が丘
当月									1件
累計	4件	1件	3件	1件	1件	1件	0件	1件	2件
場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川 1 丁目	二俣川 2 丁目	本宿町	本村町	中尾 1 丁目
当月				1件	2件		1件		
累計	1件	1件	1件	5件	2件	0件	1件	0件	0件
場所	中尾 2 丁目	中沢 1 丁目	中沢 2 丁目	中沢 3 丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根 1 丁目
当月									
累計	0件	1件	1件	0件	3件	0件	0件	0件	0件
場所	白根 2 丁目	白根 3 丁目	白根 4 丁目	白根 5 丁目	白根 6 丁目	白根 7 丁目	白根 8 丁目	中白根 1 丁目	中白根 2 丁目
当月									
累計	2件	0件	1件	0件	3件	0件	0件	2件	1件
場所	中白根 3 丁目	中白根 4 丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根 1 丁目
当月									1件
累計	0件	1件	2件	0件	1件	0件	3件	1件	1件
場所	上白根 2 丁目	上白根 3 丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿 1 丁目	今宿 2 丁目
当月				1件					
累計	3件	0件	1件	1件	1件	0件	1件	2件	2件
場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台 1 丁目	若葉台 2 丁目	若葉台 3 丁目	若葉台 4 丁目	金が谷
当月									
累計	0件	1件	1件	2件	0件	3件	1件	1件	0件
場所	金が谷 1 丁目	金が谷 2 丁目	笹野台 1 丁目	笹野台 2 丁目	笹野台 3 丁目	笹野台 4 丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月						1件			
累計	1件	1件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	1件

私たちはダマされません！ 特殊詐欺撲滅

あなたの口座が  
犯罪に使われている

保証金を振り込めば  
逮捕されない

キャッシュカードを  
預かります

こんな電話やメッセージは

サギです!!

警察官、金融庁や税務署等の官公庁、金融機関職員などを装った犯人から、

- 預金口座がマネーロンダリング等の犯罪に使われている
- 逮捕状が出ている
- 無実を証明するために保証金を振り込んで
- 今持っているキャッシュカードを新しいカードに交換する

などと言われ、現金やキャッシュカードをだまし取られる被害が増えています。  
このような電話やメッセージを受けた場合は、

最寄りの警察署（交番等）に相談してください

神奈川県旭警察署

特殊詐欺に関する情報は右の二次元  
コードから  
（神奈川県警察本部のホームページ  
にリンクします）



「ながら見守り」は、住民のみなさんが、日常生活や事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行う活動です。

決まり事はありません。

一緒に地域の子供の安全を見守りませんか？



# ながら

# 見守り

買い物をし ながら



犬の散歩をし ながら



できる時に  
できることを  
できる人が  
できるところで  
危険なく

ウォーキングし ながら



ランニングをし ながら



水やりをし ながら



県警では、不審者出没情報等、見守り活動に役立つ情報を「ピーガールくん 子ども安全メール」や「Yahoo! 防災速報」、「ツイッター」等を通じて配信しています。ご活用ください。

神奈川県警からメール配信中  
登録者受付中  
ピーガールくん 子ども安全メール  
身近な犯罪情報をメールで送ります。



YAHOO! 防災速報 JAPAN  
iPhone 版  
App Store からダウンロード  
Android 版  
Google play



犯罪抑止対策室

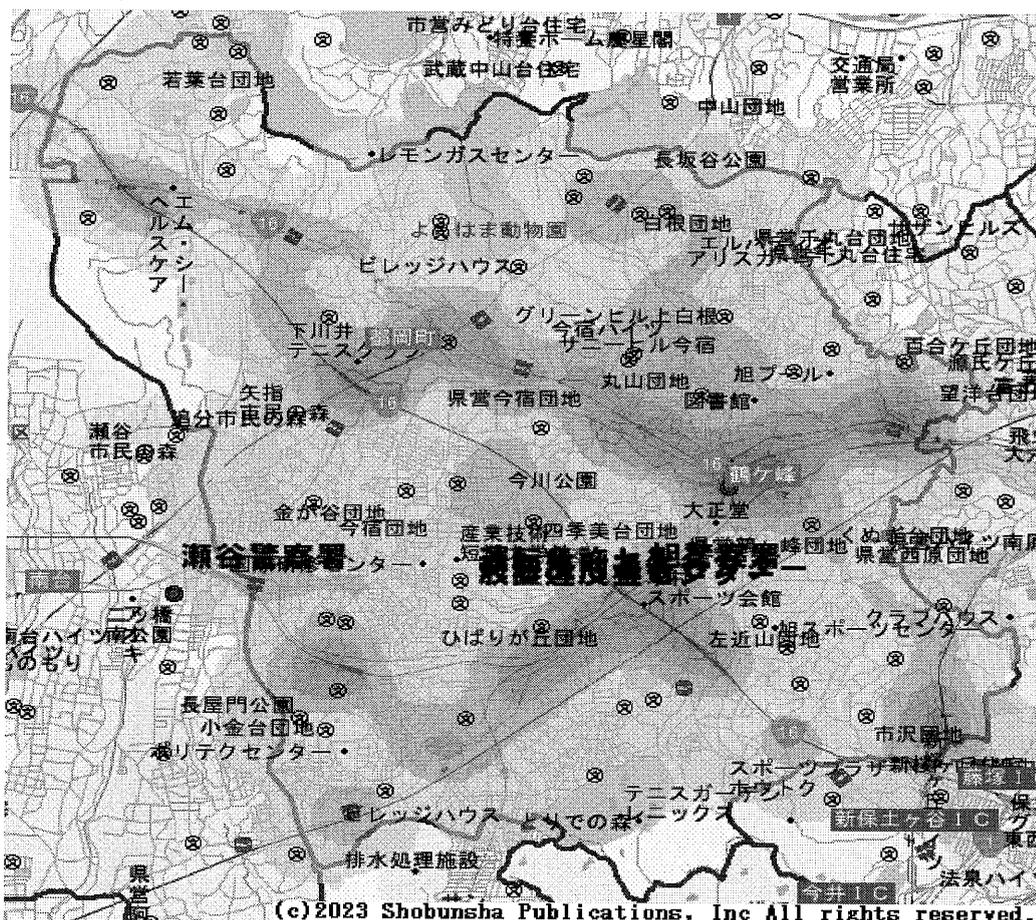
旭 警 察 署

0 4 5 - 3 6 1 - 0 1 1 0

Twitter

# ◎旭警察署管内 町内会別

令和6年8月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	1	-1	0	1	0	0
鶴ヶ峰	64	+20	30	11	2	23
白根	24	+4	8	1	0	11
旭北	16	-1	8	3	2	5
上白根	13	-1	3	3	2	4
今宿	25	-1	13	7	1	2
川井	59	0	12	12	5	16
若葉台	4	-1	3	0	0	2
笹野台	7	+3	1	1	0	4
希望が丘	12	+7	3	3	2	4
希望が丘東	14	+7	1	4	1	6
希望が丘南	17	+12	9	1	0	6
さちが丘	15	+8	5	1	0	4
万騎が原	5	-1	0	1	2	1
二俣川	30	+3	8	4	2	12
二俣川ニュータウン	2	-2	0	1	0	0
旭中央	6	-4	4	0	0	2
旭南部	19	+7	5	2	2	5
左近山	3	-3	0	1	2	1
市沢	22	+4	10	1	0	6
総計	358	60	123	58	23	114

(注) \* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

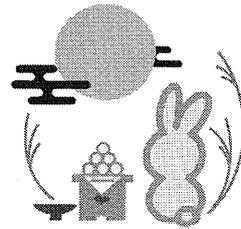


## ◎8月末の事故状況前年対比

※速報値

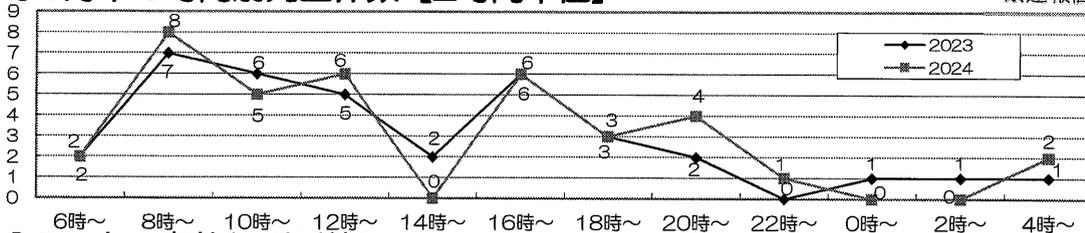
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2024年	358	4	21	384	405
2023年	298	1	21	312	333
前年比	+60	+3	±0	+72	+72

2024年月別 事故発生件数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	38	43	54	53	39	46	48	37



## ◎8月中の時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



## ◎8月中の事故類型別件数

※速報値

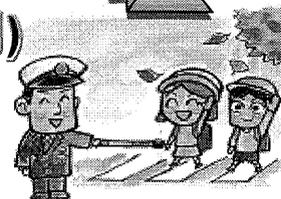
事故類型	2023			2024		
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	3	0	3	1	0
	その他	3	0	3	5	0
車両相互	すれ違い時	1	0	1	2	0
	出会い頭	3	0	3	2	0
	右折時 その他	2	0	2	1	0
	右折時 右折直進	4	0	4	1	0
	左折時	5	0	5	4	0
	正面衝突	0	0	0	3	0
	車両相互その他	5	0	6	6	0
	追突	8	0	11	10	0
	追越追抜き時	1	0	2	0	0
車両単独	車両単独	1	0	1	2	0
列車	列車	0	0	0	0	0
合計	36	0	41	37	0	41

## 秋の全国交通安全運動

令和6年9月21日(土)～30日(月)

スローガン

挙げる手を やさしく見守る 横断歩道



### 歩行者の交通事故防止

反射材用品等の着用推進  
安全な横断方法の実践等



### 早めのライト点灯



ハイビーム活用促進  
飲酒運転等の根絶

### 運動の重点

自転車・特定小型原動機付  
自転車利用時



ヘルメット着用  
交通ルール遵守の徹底



二輪車の  
交通事故防止

## 旭区内火災発生状況（8月中：2件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
8月3日	中尾二丁目	屋外の枯木	枯木若干焼損	調査中
8月24日	四季美台	住宅	台所の収容物若干焼損	調査中

令和6年1月1日から令和6年8月31日まで

項目	区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
火災状況	火災件数(件)	19	32	△13	427	503	△76
	焼損床面積(m <sup>2</sup> )	334	349	△15	4,192	4,856	△664
	死者(人)	1	2	△1	17	10	7
	負傷者(人)	4	5	△1	78	85	△7
救急状況	救急件数(件)	11,337	10,945	392	171,429	167,173	4,256
	1日当たりの出場件数(件)	46.5	45.0	1.5	702.6	688.0	14.6

(備考) 令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

地域に寄り添う

旭消防団



消防団員募集中!

- ◇ 旭消防団は、「地域に寄り添う」をテーマに、地域に密着した活動をしています。旭消防団に入団して、あなたの好きな町、大切な人を一緒に守りませんか。
- ◇ 消防団は、地域の人たちが、普段は本来の仕事や学業をしながら、自らの地域を自らの手で守る活動をしています。
- ◇ 入団資格 ① 18歳以上の区内在住・在勤・在学者  
② 事前の知識や経験は必要ありません。  
仕事をしている方でも、無理のない範囲で活動が可能です。



～ あなたを支え あなたに支えられ バトンを繋ぐあなたを待っています ～

# 令和6年町丁別火災発生状況

令和6年1月1日から令和6年8月31日まで

署所別	町丁別	小計	火災種別				署所別	町丁別	小計	火災種別				
			建物	車両	林野	その他				建物	車両	林野	その他	
本署	川島町	1	1			南本宿	本宿町							
	白根町						南本宿町							
	白根一丁目						二俣川2丁目							
	白根二丁目	1		1			桐が作	1	1					
	白根三丁目						左近山							
	白根四丁目						万騎が原							
	白根五丁目						大池町							
	白根六丁目	1					柏町							
	白根七丁目						若葉台	上川井町	1	1				
	白根八丁目							若葉台一丁目						
	中白根一丁目					若葉台二丁目								
	中白根二丁目	1	1			若葉台三丁目								
	中白根三丁目					若葉台四丁目								
	中白根四丁目					市沢	市沢町							
	鶴ヶ峰一丁目						三反田町							
	鶴ヶ峰二丁目						小高町							
	鶴ヶ峰本町一丁目	1	1			今宿	金が谷							
	鶴ヶ峰本町二丁目						金が谷一丁目							
	鶴ヶ峰本町三丁目						金が谷二丁目							
	西川島町						今宿町							
本村町	1		1		今宿一丁目									
四季美台	1	1			今宿二丁目		1	1						
今川町	1				笹野台一丁目									
今宿東町	2	1			笹野台二丁目									
今宿西町				1	笹野台三丁目									
今宿南町					笹野台四丁目		1	1						
さちが丘	さちが丘	1	1			中沢一丁目								
	東希望が丘					中沢二丁目								
	中希望が丘					中沢三丁目								
	南希望が丘	1	1			中尾一丁目								
	二俣川1丁目					中尾二丁目	1					1		
善部町					矢指町									
都岡	川井本町					合計	19	件	建物	車両	林野	その他		
	川井宿町	1							11	3	0	5		
	下川井町													
	都岡町				1									
	上白根町													
	上白根一丁目													
	上白根二丁目	1		1										
上白根三丁目														

\* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

## 旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	8月	累計	自治会・町内会	8月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		2	希望が丘南地区連合自治会		1
白根地区町内会自治会連合会		1	さちが丘地区連合自治会		1
旭北地区連合自治会		2	万騎が原連合自治会		
上白根連合自治会			二俣川地区連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		2	二俣川ニュータウン連合町内会		1
川井地区町内会自治会連合会		2	旭中央地区連合町内会	1	2
若葉台連合自治会			旭南部地区連合自治会		1
笹野台地区連合自治会		1	左近山連合自治会		
希望が丘連合自治会			市沢地区連合町内会		
希望が丘東地区連合自治会			地区連合未加入・高速道路等	1	3
			合計	2	19

【お問合せ先】 旭消防署総務・予防課 電話・FAX:951-0119

## 特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

### 1 趣旨

新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

シンポジウムにお誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

### 3 特別市に関する地域説明会

地域活動にご尽力いただいている市民の皆様などを対象とした特別市の地域説明会を8月に泉区で開催しました。区連会の皆様のご協力もいただきながら、今後、各区で順次開催させていただく予定です。

#### <内 容>

- 「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
- 意見交換・その他

<泉区の地域説明会の様子（8月28日開催 参加人数 約120人）>



#### 4 県内三政令市で連携した取組状況

県内三政令市の市長・議長・副議長がともに足並みを揃えて連携している姿をアピールし、神奈川から特別市の法制化に向けた機運醸成を図るため、昨年度に続き2回目となる「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を、9月5日に開催しました。



懇談会では、特別市に関する3市の取組状況の共有や意見交換を行い、3市の市長・議長・副議長連名で、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」（別添）を発信しました。

#### 5 特別市シンポジウムの開催概要

「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象に11月にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にもシンポジウムの開催を予定しています。詳細については、改めてご案内させていただきます。

##### (1) 日程等

日時：令和6年11月23日（土）14時00分～16時00分（開場13時30分）  
会場：港南区民文化センター ひまわりの郷（港南区上大岡西1-6-1）  
定員：250人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

##### (2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 座談会	山中 竹春 （横浜市長）
	原 日出子 さん（俳優）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

##### (3) 申込方法

11月21日（木）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集いたします。（ファクス（663-6561）でも申込み可）



お申し込みはこちら ▶▶

##### (4) その他

今月の各区の区連会において、ご案内させていただくとともに、配送ルートにより、各単位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付させていただきます。

##### 【担当】

政策経営局 制度企画課 山口・鈴木  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561  
Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

## 特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の 連携した取組推進に関する共同メッセージ

我が国は、少子高齢化や人口減少、大規模災害など決して避けることができない様々な課題を、一丸となって乗り越えていかなければならない。多くの自治体が消滅する可能性があるとして予測され、また、我が国経済は長きにわたる停滞により国際的地位も低下している状況にあるなど、このままでは、我が国が立ち行かなくなるという大きな危機意識を持っている。

こうした危機的な将来が予想される中、地方自治体が連携・協力して、持続可能な形で住民サービスを提供するとともに、大都市が我が国経済の牽引役を果たし、圏域の活性化と多極分散型社会の構築につながるよう、時代の要請に応じ、将来を見据えた地方自治制度の抜本的改革が必要である。

現行の指定都市制度は、旧特別市制度が府県の反対により廃止されたのち、暫定的な制度として創設されて65年以上が経過している。道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度となっていない。この間、市町村合併や地方分権の進展により、基礎自治体、とりわけ指定都市の規模・能力は拡大し、道府県との役割分担も変容している。指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、将来の我が国の危機も見据え、今後より一層、地域の実情を踏まえて、柔軟かつ迅速な大都市経営を図っていくことが求められている。

特別市は、効率的かつ機動的な大都市経営を推進するため、市域における全ての事務を一体的に担う新たな大都市自治体の姿であり、市民に大都市制度の新たな選択肢を用意するものである。その効果は特別市の市民のみに留まらず、近隣市町村との連携による持続可能な強い圏域づくりや多極分散型社会の構築など、我が国全体にもプラスの効果をもたらす。また、将来を見据え、地域全体として持続可能な行政サービスを提供する体制を整えることが望まれる中、特別市が自立した大都市経営を行うことにより、道府県は特別市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能となる。

600万人を超える住民を擁する横浜市、川崎市、相模原市の三市では、地域の実情を踏まえて大都市制度を選択できるようにするため、これまで三市で連携して、特別市の法制化の早期実現に向けた取組を進めている。一方で、神奈川県においては、「住民目線から見て特別市を法制度化することは妥当でない」との見解を示し、住民に選択肢を与える姿勢を示さず、当該制度の法制化すら反対している状況にある。

三市が提案している特別市制度は、我が国の危機感に対する新たな制度改革の提案であり、決して大都市のことだけを考えたものではない。そのことを広く市民、県民の皆様にご理解いただくため、住民目線の分かりやすい発信を進めていく。

特別市制度の創設は、持続可能な未来の実現に資するものであることを我々は強く認識し、県内の指定都市三市はさらに連携を強化し、ここ神奈川から新しい地方自治の形として「特別市」の法制化の早期実現を目指す取組を加速していく。

令和6年9月5日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	鈴木 太郎
		横浜市会副議長	福島 直子
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	青木 功雄
		川崎市議会副議長	岩隈 千尋
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	古内 明
		相模原市議会副議長	大崎 秀治

～「特別市」シンポジウム～

# 横浜の未来を用意する

## 特別市の法制化へ

### ミライへの 選択肢



参加費無料

定員 **250**名

(事前申込制)

2024年(令和6年)

# 11/23 土

14:00 ~ 16:00 (開場13:30)

港南区民文化センター ひまわりの郷

京急線、市営地下鉄ブルーライン 上大岡駅下車  
ウィング上大岡うえ(4F)



参加申込みはこちら



山中竹春



原日出子さん



辻塚也さん

第1部：基調講演

辻塚也さん (一橋大学教授)

第2部：座談会

山中竹春 × 原日出子さん × 辻塚也さん  
横浜市長 俳優 一橋大学教授

主催 **横浜市**

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

問合せ

横浜市政策経営局制度企画課  
TEL. 045-671-2952

# 横浜の未来を用意する 特別市の法制化へ

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。



## 登壇者プロフィール

### 山中 竹春

横浜市長



1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。

### 原 日出子さん

俳優



1979年、「夕焼けのマイ・ウェイ」で映画に初出演する。1981年、NHKの連続テレビ小説「本日も晴天なり」の主演に抜擢され注目を集める。2001年「パートナー・オブ・ザ・イヤー」、2019年第33回高崎映画祭最優秀主演女優賞を受賞。近作の主な出演作は「余命10年」、「大いなる不在」など。

### 辻 琢也さん

一橋大学大学院  
法学研究科教授



東京大学大学院博士(学術)  
専門分野:行政学・地方自治論  
主な役職:内閣府「税制調査会」委員、  
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、  
横浜市大都市自治研究会座長、  
第30次・第31次地方制度調査会委員、  
指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー

## お申込み方法

**申込締切：11月21日(木)**

※申込者多数により参加不可の場合は  
11月22日(金)までに連絡します。

### 1 WEBから

申込みフォーム▶



### 2 FAXから

**045-663-6561**

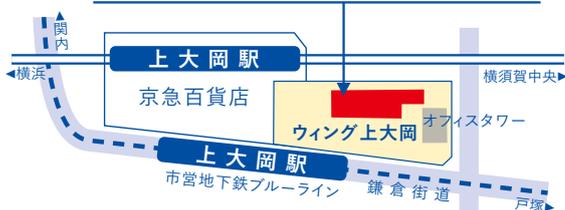
右の「FAX申込用記入欄」にご記入の上ご送信ください。

## アクセス

港南区民文化センター ひまわりの郷

(港南区上大岡西1-6-1)

ウイング上大岡うえ4階上広場に出入口があります



・シンポジウムに関して、会場へのお問い合わせはご遠慮ください。  
・ご来館の際にはできるだけ、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

## FAX申込用記入欄

フリガナ

氏名

電話番号

メールアドレス

年代  19歳以下  20代  30代  40代  
 50代  60代  70代  80代以上

居住地  横浜市内( )区  神奈川県内  神奈川県外

アンケート ①「特別市」について、知っていますか?

- 名称も内容もよく知っている
- 名称は知っているが、内容は知らない
- 名称も内容も知らない

② 特別市について、質問があれば自由にご記載ください。

希望の方のみ  車いす席  手話通訳  筆記通訳

※参加証はございません。  
※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

## 災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

### 1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

### 3 お配りする備蓄食料

(1) 保存パン 20 食入り	1,100 箱 (22,000 食)	程度
(2) 水缶詰 24 本入り	3,200 箱 (76,800 本)	程度
(3) おかゆ 20 食入り	800 箱 (16,000 食)	程度
(4) クラッカー70 食入り	300 箱 (21,000 食)	程度
(5) スープ 45 食入り	900 箱 (40,500 食)	程度

#### 【参考】

##### ・保存パン

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2025年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約2kg

##### ・水缶詰

- ① 1箱当たりの本数：24本
- ② 賞味期限：2025年7月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約8kg

##### ・おかゆ

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2025年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約5kg

##### ・クラッカー

- ① 1箱当たりの食数：70食
- ② 賞味期限：2025年1月または2月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約7kg

##### ・スープ

- ① 1箱当たりの食数：45食
- ② 賞味期限：2025年7月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：21cm×29cm×24cm／約1kg

#### 4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

#### 5 申込方法

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）から令和6年10月15日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

#### 6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

#### 7 配布日時及び引渡場所

配布日は、令和6年11月20日、21日、22日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所は、南部方面別備蓄庫（横浜市金沢区富岡東2-2-10）です。

なお、配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

#### 8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。
- (7) お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課

避難支援担当 森崎、福田

Tel671-2011

# 災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

## 1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱まで申込可能です。

### ① 保存パン 1,100箱 (22,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：20食
- 賞味期限：2025年1月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
32cm×40cm×12cm／約2kg



### ② 水缶詰 3,200箱 (76,800本) 程度

- 1箱当たりの本数：24本
- 賞味期限：2025年7月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
27cm×40cm×13cm／約8kg



### ③ おかゆ 800箱 (16,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：20食
- 賞味期限：2025年1月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
32cm×40cm×12cm／約5kg



### ④ クラッカー 300箱 (21,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：70食
- 賞味期限：2025年1月または2月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
26cm×50cm×37cm／約7kg



### ⑤ スープ 900箱 (40,500食) 程度

- 1箱当たりの食数：45食  
(卵、オニオン、みそ汁 各15食)
- 賞味期限：2025年7月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
21cm×29cm×24cm／約1kg



## 2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

※ 個人の方が誤ってお申込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

## 3 申込み・申込結果について

### (1) 申込期間

令和6年9月25日（水）～令和6年10月15日（火）

### (2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

#### 【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0df28285-3ca1-40eca9c3-51659bfb768a/start>

#### 【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

### 【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和6年度 災害用備蓄食料の無償配布  
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】  
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。  
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号  
12345678

### (3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

**抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

#### 【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

#### 【二次元コード】



## 4 備蓄食料の配布日時・配布場所

### (1) 配布日時

以下の日時に配布を行います。『横浜市電子申請・届出サービス』でのお申込みの際に、次の①～⑩の候補のうち、第3希望までお選びください。

①	令和6年11月20日(水)	10:00～11:30
②	令和6年11月20日(水)	14:00～15:30
③	令和6年11月21日(木)	10:00～11:30
④	令和6年11月21日(木)	14:00～15:30
⑤	令和6年11月22日(金)	10:00～11:30
⑥	令和6年11月22日(金)	14:00～15:30
⑦	令和6年11月25日(月)	10:00～11:30
⑧	令和6年11月25日(月)	14:00～15:30
⑨	令和6年11月26日(火)	10:00～11:30
⑩	令和6年11月26日(火)	14:00～15:30

### (2) 配布場所

横浜市南部方面備蓄庫（横浜市金沢区富岡東2-2-10）

### (3) 案内図



## 5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申しいただいた各団体様で処分をお願いします。
- キ お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

## 6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10      (電話) 045-671-2011

# 区連会 資料 2-3

市連会 9月定例会説明資料  
令和6年9月12日  
市民局地域活動推進課

## 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について【情報提供】

### 1 趣旨

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、申請期限が10月31日（木）となっています。2回目の申請も可能ですので、補助金の活用について、引き続きご検討をお願いいたします。

なお、すでに補助金を活用して設備導入した自治会で、「脱炭素」の取組の大切さや断熱窓のメリット等を紹介する「脱炭素普及セミナー」を実施しました。別紙共有資料を作成しましたので、導入検討の参考にご覧ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

### 3 参考

#### 【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円



←市 WEB  
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



※設備の契約・購入は、補助申請後に交付決定を受けてから行ってください。

※複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後に受付しています。

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

#### 【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

## いいね！断熱窓

青葉区 中市ヶ尾自治会館では、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を活用し、**断熱窓(内窓)**、**照明のLED化**を実施。班長会で集まった班長さんに、「脱炭素」の取組の大切さ、断熱窓のメリットなどを紹介しました。

実際に窓を触ると、内側と外側で熱さが違います。ご協力いただいた西川会長も、「とても快適になった」とのことでした！



↑ 8月4日脱炭素普及セミナーの様子

8月4日 青葉区

## 中市ヶ尾自治会館 脱炭素普及セミナー を開催

自治会町内会館脱炭素化推進事業



↑ 導入した断熱窓  
(既存の窓に内窓を設置)

## 家でもできる「脱炭素」ってなんだろう？

自治会町内会館で断熱窓などの効果を実感したら、ご自宅でも、導入するのはいかがでしょうか。環境省の補助制度も活用できます。

一定の省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫、LED 照明器具を購入・設置・申請すると、「エコハマ第2弾」でポイント還元が受けられます！

※本体購入価格(税抜)の20%(1台あたり上限3万円)分  
※エコハマ第2弾は、会館への設備導入は対象外

その他にも、省エネ家電を選ぶ際に、環境省 Web サイト「しんきゅうさん」で、省エネ効果や、電気料金などが、比較ができます。すぐにできるアクションを見る→  
すぐにできるアクションで、電気代もおトクに。(横浜市脱炭素ポータルサイト)



↑ 環境省 Web サイト  
「しんきゅうさん」 →



## まだ間に合う！会館での省エネ設備の補助申請

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限：10/31(木) まで

【問合せ先】横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 045-451-7740(平日 9:00~17:00)

(事業実施主体:市民局地域活動推進課)

# 区連会 資料 3-1

旭共募発第 44 号  
令和 6 年 9 月 18 日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和 6 年度共同募金運動へのご協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動の実施について、例年格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### ●お願いしたいこと●

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】戸別募金の募集および納入にご協力をお願いいたします。

#### 1. 募金の受付期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 7 年 1 月 31 日（金）

※例年 10 月～12 月までの 3 か月間としていますが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて納入される場合は、事務局までご一報ください。

※旭区社会福祉協議会窓口での受付日時は【平日 9 時～17 時】となります。

#### 2. 各自治会町内会における募金目標（目安）額算出式

戸別募金目標（目安）額（赤い羽根十年末）× 各自治会世帯数

【¥22,366,000】 区内登録世帯数【79,426】

※ 世帯数は令和 6 年 8 月現在現況届世帯数

#### 3. 募金関連資料発送日

令和 6 年 9 月下旬（予定）

### 共同募金にはなぜ目標額（目安額）があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第 10 章第 3 節第 112 条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に應えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が 1 世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしく申し上げます。

（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地

電 話：392-1123

FAX：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

【No】【各自治会町内会】 会長様

神奈川県共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和6年度共同募金運動の実施に伴う 戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様のご理解とご協力をいただき、戸別募金を実施したいと存じます。

実施要領に募金活動の注意事項が掲載されておりますので、ご一読の上、無理のない範囲で募金活動へのご協力をお願いいたします。

なお、募金の受付につきましては【専用払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手数料加算・送金手数料が無料】となります。

### 1. 募金の受付 令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)

※従前は10月～12月までの3か月間としていましたが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて送金される場合は、事務局までご一報ください。

※窓口での受付は平日9時～17時となります。

### 2. 貴会の募金目標額 **¥. -**

$$\left( \begin{array}{l} \text{【¥22,366,000】} \\ \text{戸別募金目標額（赤い羽根+年末）} \end{array} \right) \times \left( \frac{\text{【】 貴会世帯数}}{\text{【79,426】 区内登録世帯数}} \right)$$

※ 世帯数は令和6年度現況届届世帯数

#### 共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第10章第3節第112条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が1世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしく申し上げます。

裏面あり

### 3. 募金の受付（次のいずれかの方法で受付いたします）

#### ①【郵便払込】

専用払込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの『郵便局窓口』でお振込みください。

後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、払込用紙の通信欄に『封筒枚数』をご記入ください。

※募金が集中する時期は領収書の発行に1か月以上かかる場合がございます。

※払込1件につき10万円を超える送金には、郵便局によってはご依頼人の確認のため、免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則の提示を求められることがあります。そのため目安額が10万円を超える自治会町内会には複数枚払込用紙をお送りします。募金送納の際ご面倒をおかけしますが、ご承知いただきますようお願いいたします。

#### ②【窓口受付】

共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。受付時間は、平日9時～17時となります。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、ご持参時に封筒枚数を窓口にてお伝えいただくか、窓口で封筒をご持参ください。

※募金額・封筒枚数の集計に多少お時間をいただきます。

※窓口では釣銭のご用意ができません。お持ちいただく際は、釣銭のないようお願いいたします。

### 4. 募金の取扱

戸別募金は『赤い羽根（一般）』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただき、受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

募金総額のうち  $\left\{ \begin{array}{l} 70\% = \text{『赤い羽根（一般）』} \\ 30\% = \text{『年末たすけあい』} \end{array} \right.$  ※10円未満の端数は『年末』へ

### 5. 高額のご寄付について

2,000円を超えるご寄付をいただいた場合、所得税・住民税の「寄付金控除」の対象となります。免税領収書をご希望の方は、事務局へご連絡ください。

また、下記に該当する高額のご寄付者には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

### 6. 配布資材

別紙「令和6年度 戸別募金関連資材一覧表」をご確認ください。

※不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

※封筒に住所・氏名・金額欄がありますが記入は任意であり、強制するものではありません。

過去、募金された方のご要望で設けています。

**共同募金会旭区支会**（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内 電話 392-1123 FAX 392-0222

【No】 【各自治会町内会】様

## 令和6年度 戸別募金関連資材 送付内容一覧表

No.	配布内容	部数
自治会・町内会長様あて		
1	依頼状	1枚
自治会・町内会用		
2	令和6年度共同募金実施要領	1枚
3	募金用（郵便局）専用払込用紙	《希望》枚
4	PR用ポスター（掲示板用）	《希望》枚
班長・組長様用		
5	封筒募金の取り扱いについて	《希望》枚
6	委嘱状・ボランティア証	《希望》枚
各世帯配付用		
7	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯数分）	《希望》枚
8	募金専用封筒（ご希望数）	《希望》枚
その他（希望された自治会町内会のみ配送）		
9	赤い羽根（ご希望数）	《希望》枚
10	ありがとうステッカー（ご希望数）	《希望》枚
11	領収書（ご希望数）	《希望》枚

※「1. 依頼状」および「2. 令和6年度共同募金実施要領」以外の資材は、6月に各自治会町内会長あてに発送しました「令和6年度 戸別募金関連資材調査」にて、ご回答いただいた希望数に基づき送付しています。

上記調査票のご提出がなかった自治会町内会様へは、前年度の送付数と同数の資材数をお送りしていますので、ご了承ください。

### ●配布数の不足や内容についてのお問い合わせ先●

共同募金会旭区支会 事務担当: 菊地(きくち)  
受付時間: 平日の9時~17時  
住 所: 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内  
電話番号: 045-392-1123  
FAX 番号: 045-392-0222  
メー ル: asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

令和6年9月18日

班長・組長様

神奈川県共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和6年度共同募金運動の実施に伴う 「戸別募金（封筒募金）」の取り扱いについて（お願い）

日頃から、共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
今年度も自治会町内会単位による『戸別募金』の実施にあたり、みなさまのご協力をお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、次の要領によりお取り扱いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

1. 受付期間 令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)  
※従前は10月～12月までの3か月間としていますが、期間を延長して実施します。  
各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。
2. 募金資材 9月下旬頃に自治会町内会会長宅または事前アンケートにてご指定いただいた場所へ発送しています。各世帯への配布をお願いします。  
チラシを各世帯へ配付しない場合、回覧資料としてご活用いただければ幸いです。
3. 募金の目的 共同募金は民間福祉事業の充実と、地域福祉活動推進に必要な資金確保を目的とした、皆様からの善意の募金です。

※募金は任意であり、強制するものではありません。  
※募金額は強制ではなく、各寄付者の任意の額でお願いします。  
※封筒には住所、氏名、金額の記入欄がありますが記入は任意です。  
過去、募金された方の要望で設けています。
4. 募金の回収 募金の回収は、各会・各班の方法でお願いします。
5. 募金の  
取りまとめ 回収された募金は、自治会町内会ごとに取りまとめをお願いします。
6. 募金の受付 募金の受付につきましては【専用の払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手数料金加算・送金手数料が無料】となります。

**共同募金会旭区支会**（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電話：392-1123 fax：392-0222

受付：平日の9時～17時

## 共同募金 Q&A

### Q 1 「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの？

A 1

どちらも共同募金会が行っている募金活動です。

「赤い羽根共同募金」は、10月1日から翌年3月31日まで実施されます。

一方、「年末たすけあい募金」はその名のとおり、年越しに向けての隣近所の助け合いがその発端になっている募金運動です。全国的な運動期間は12月1日から年末までですが、旭区ではより計画的に配分を行うために10月から開始しています。

### Q 2 募金は自発的・任意的なもの。どうして「目標額」があるの？

A 2

募金活動実施に先立ち、配分希望団体から「何をするために」「どれくらいの」募金の配分が必要かを申請していただきます。その申請内容を県民・区民の代表者からなる配分委員会で審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から出されるものが募金の目標額です。

皆様からの募金を必要とされているところへ効果的に配分するために、あらかじめ計画を設定しています。

区民の皆様には全体の目標額とともに、1世帯いくくらい寄付すればその目標額を達成できるのかを算出しています。また、「どれくらい協力すればいいの？」と聞かれたときの目安としても1世帯あたりの目標額を示しています。

ただし、「目標額」は皆様に強制や割り当てをするためのものではありません。募金は任意のものであり、お気持ちに応じて寄付していただければと存じます。

### Q 3 集まったお金はどんなことに使っているの？

A 3

「赤い羽根共同募金」は以下の①～③のように使われています。

- ① 区内で活動している家事援助等のボランティアグループや区内にある福祉施設及び地域作業所（備品の購入・建物の整備費用等）などに配分されています。
- ② 神奈川県全域を対象にして①のような団体・用途のために配分されています。
- ③ 旭区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者団体などへの助成金、災害見舞金、広報紙の発行などに使われます。

「年末たすけあい募金」は以下の①～③のように使われています。

- ①区内19の地区社会福祉協議会の事業費として配分されています。
- ②区内で活動している当事者団体などへの助成金として配分されています。
- ③生活にお困りの方への食糧支援などに使われます。

# GREEN×EXPO 2027に向けて新たに着手する工事について

区連会 9月説明資料  
令和6年9月18日  
上瀬谷整備事務所  
2027年国際園芸博覧会協会

## 1. GREEN×EXPO 2027に向けて新たに着手する工事

旧上瀬谷通信施設地区では、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催や、その後のまちづくりに向け、土地区画整理事業、周辺道路整備事業および公園整備事業の工事等を進めています。

この度、新たにGREEN×EXPO会場整備工事や目黒交番前交差点の立体化工事等に着手します（下図参照）。工事期間中、安全対策等には細心の注意を払いながら施工いたしますので、よろしくお願いいたします。

**③ 目黒交番前交差点の立体化工事 10月着手予定**  
受注者：奈良建設 ほか  
工事内容：橋りょう基礎工事、橋りょう上部工事

**② 八王子街道の拡幅工事 10月着手予定**  
受注者：親和興業、岡田建設 ほか  
工事内容：道路拡幅工事、擁壁工事等

**① 保土ヶ谷バイパス上川井IC出口（横浜方面）の拡幅工事 8月完成**  
受注者：金子工業  
工事内容：道路拡幅工事

※ 環状4号線バイパス道路  
・秋頃から交通を切り替え予定  
・現在の歩道・車道機能を確保

**⑫-1 会場整備工事（中央工区）10月着手予定**  
受注者：大林組  
工事内容：給排水工事、設備工事、造成工事等

**⑫-2 会場整備工事（東工区）10月着手予定**  
受注者：大林組  
工事内容：給排水工事、設備工事、造成工事等

**⑫-3 会場整備工事（西工区）**  
受注者：未定（今後発注予定）  
工事内容：給排水工事、設備工事、造成工事等

完成イメージ  
東京都葛飾区

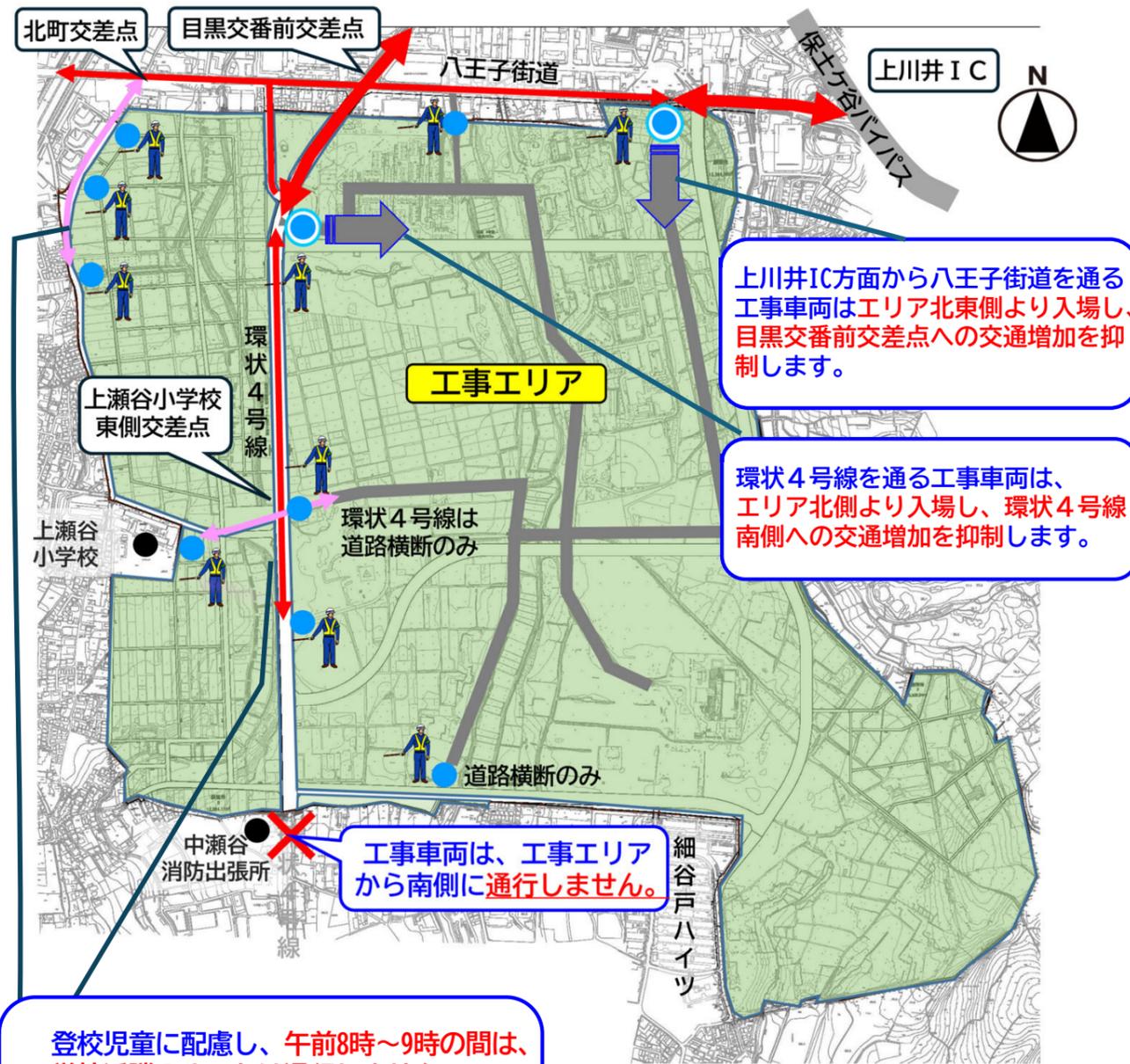
擁壁工事イメージ

道路拡幅工事イメージ

排水工事イメージ

令和6年8月完成

## 2. 工事車両の通行ルート(上瀬谷周辺の全工事共通)

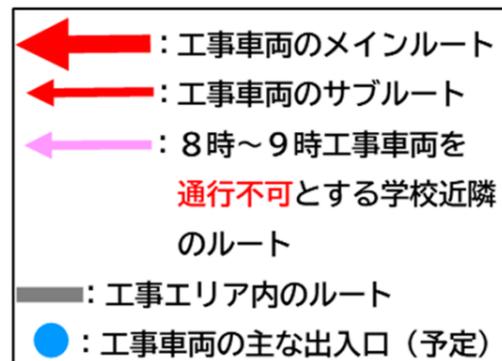


登校児童に配慮し、午前8時～9時の間は、学校近隣のルートは通行しません。

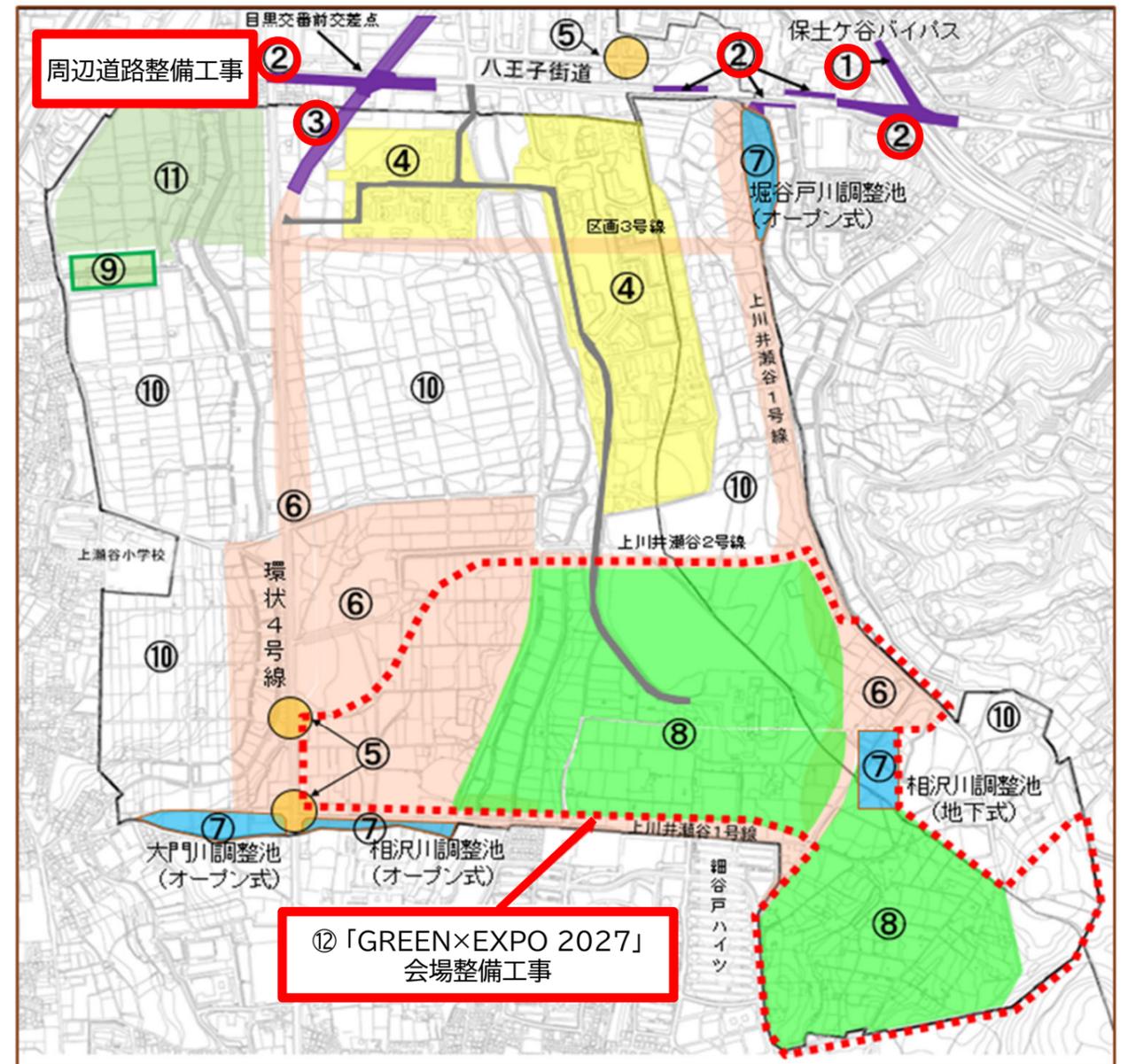
下校時については、下校する児童の状況に応じ、誘導員を配置し、安全に配慮して慎重に通行します。

- ※ 工事車両出入口の詳細な位置については、警察と協議し、決定していきます。
- ※ 工事車両出入口には、誘導員を配置します。
- ※ 出入口、ルートの使用時期は、工事進捗により異なります。

### 凡例



## 【参考資料】2024年度の横浜市と博覧会協会の主な工事内容



#### 【周辺道路整備事業】

- ① 保土ヶ谷バイパス上川井IC出口(横浜方面)の拡幅工事
- ② 八王子街道の拡幅工事及び拡幅するための擁壁工事
- ③ 目黒交番前交差点立体化工事(橋梁の杭・基礎工事等)

④【土地区画整理事業】米軍施設の解体工事

⑤【土地区画整理事業】地区内に水道を供給するための工事

⑥【土地区画整理事業】道路、上下水道、整地等の工事

※上記の他に地区内では、土地区画整理事業に合わせて、⑩(地区内点在)埋蔵文化財調査・磁気探査調査・土壌除去工事、⑪代替農地整備を行っています。

#### ■お問い合わせ先

(GREEN×EXPO 2027について)  
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

電話 045-307-2099

(土地区画整理事業・周辺道路整備事業について)  
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷整備事務所

電話 045-900-0702

#### ⑦【土地区画整理事業】調整池の整備

※雨水の一部を一時的に貯留し、下流側の治水対策を図ります

#### 【公園整備事業】

⑧ 公園計画区域内の園路、設備、植栽等の工事

#### 【農政事業】

⑨ ウド栽培施設撤去工事

#### 【GREEN×EXPO 2027】

⑫ 会場整備工事

## 区連会資料 3 - 3

旭地振第 1237 号  
令和 6 年 9 月 12 日

旭区自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課  
資源化推進担当課長

### 旭区花いっぱい事業における秋の花苗配布の申請について（事業説明）

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進及び「2027 年国際園芸博覧会に向けた機運醸成」に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公園や歩道など公共の場所での花植えを積極的に進めている自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、区役所から花苗及びフラワーピックの配布を予定しています。

花苗の配布を希望する団体は、横浜市電子申請・届出システムから御申請いただくか、別紙「花苗配布申請書」を御提出くださいますようお願い申し上げます。

申請が多数の場合は、抽選とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

○配布予定苗 パンジー（13,000 ポット）

○配布上限数 1 団体 4 ケース以内（1 ケース 24 ポット入り）

※旭区花いっぱい活動推進者表彰を受けた団体は上限を超えて申し込むことが可能です。詳細は個別に御連絡します。

○配布日時 令和 6 年 12 月 1 日（日）8:30～（予定）

※引渡し時間等については、後日郵送でお知らせいたします。

○配布場所 資源循環局旭工場（旭区白根 2 - 8 - 1）

○申請方法

(1) 横浜市電子申請・届出サービスから申し込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0e73d969-e902-46ee-afc2-afce0f86da97/start>

(2) 郵送・FAX・窓口で別紙「花苗配布申請書」の御提出



◎申請期限

令和 6 年 10 月 31 日（木）必着

担当 旭区役所地域振興課

石澤・海野

TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

FAX 9 5 5 - 3 3 4 1

## 花苗配布申請書（令和6年度秋）

団 体 名	自治会 町内会
担当者氏名	
担当者連絡先 (決定通知書 送付先)	〒
	T E L
申 請 数	<p>(記載例) 1・2・3・④ ケース×24ポット=96ポット</p> <p>※1ケースは24ポットです。希望するケース数に○を付けてください。</p> <p>1・2・3・4 ケース×24ポット=     ポット</p> <p>ト</p>
植付け予定場所名称	
植付け予定場所住所	
植付け予定場所案内図   ※周囲の目印となる建物から道案内してください。	

**F A X の場合、お手数ですが送信後、開庁時間内に御連絡下さい。**

**※誤送信、裏面送信・未送信等による申請漏れ防止のため**

◎提出先 旭区役所地域振興課資源化推進担当

所在地 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

T E L 9 5 4 - 6 0 9 6

F A X 9 5 5 - 3 3 4 1

地区連合自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課  
地域振興課長

## 旭区消費生活推進員制度の休止について

### 1 趣旨

本市では消費生活推進員制度休止の可否について検討してまいりましたが、当面の間は現行通り各区の実情に応じて対応することとなりました。

旭区といたしましては、同制度が既に実施されていない区があることや委嘱委員の活動および推薦に係る地域負担の軽減を早急に進める必要があることから、消費者被害の未然防止を経済局・区・消費生活総合センター等が連携して全市的に取り組んでいくことを前提に、当区における同制度を休止いたします。

つきましては、次期消費生活推進委員の委嘱に係る推薦については依頼いたしませんのでご承知おきください。

### 2 今後の取り組み（予定）

- (1) 地域に向けた普及啓発 【「くらしナビ」(チラシ) の活用等】
- (2) 幅広い層への普及啓発 【YouTube 広告、SNS 等】
- (3) 経済局・消費生活総合センターから各区役所へチラシ等の啓発物の配布  
【区役所から区民へ発信】
- (4) 出前講座や講演会など既存事業の活用
- (5) 関係部門との連携
  - ア 福祉部門：地域ケアプラザとの連携（研修、サロン等での啓発、見守り）  
訪問介護事業所や市専門職（社会福祉職、保健師）への情報提供
  - イ 防災部門：「非常時の消費者被害の未然防止啓発リーフレット」を防災拠点で配布予定

### 3 別添資料

市連会 9 月定例会資料「横浜市消費生活推進員制度について【事業説明】」

旭区役所地域振興課  
担当：石澤・海野  
TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

## 横浜市消費生活推進員制度について【事業説明】

### 1 趣旨

消費生活推進員制度は、昭和56年度の制度開始からこれまで、消費者被害防止の啓発や見守り活動等、本市消費者行政の重要な役割を担っていただいています。

一方、単身世帯の増・共働き世帯の増・高齢者の就労機会の増大等によるライフスタイルの変化や消費生活推進員制度が全区で実施されていない現状、そして、デジタル社会の進展等に伴う消費者被害の多様化・複雑化や本市の財政状況等も鑑み、この度、今期（令和6年度末）をもって、消費生活推進員制度の休止を検討しました。

しかし、これまでいただいた様々なご意見を受け、経済局として、再検討した結果、**現時点では、消費生活推進員制度を休止することとはせず、引き続き、各区の実情に応じた運用とすることとします。**

また、消費生活推進員制度を実施されていない区にも消費者問題の情報が速やかに伝わるように取り組めますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

#### 《参考》

■ R2年度 自治会町内会アンケート 「委嘱委員の候補者探し」：  
難しい56% やや難しい28% 計84%

■ 現在の消費生活推進員制度 実施状況

【実施区】 鶴見、中、南、港南、旭、磯子、緑、都筑、戸塚、栄、瀬谷

【不実施区】 神奈川、西、金沢、保土ヶ谷、泉、港北、青葉

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長（制度実施区）】 ご承知おきください。

### 3 今後の横浜市の消費者行政について

消費生活推進員の皆様には、地域に根差した普及啓発や高齢者等の見守りにご尽力いただいていたと感謝しており、引き続きのご協力をお願いします。

消費生活推進員制度の実施・不実施にかかわらず、全市的に一定の水準を確保できるように経済局・区・消費生活総合センター等で連携を密にして、消費者被害の未然防止に取り組んでいきますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

経済局消費経済課 担当：畠山・新田・長岡

電話：671-2584

e-mail：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.jp

# 区連会 資料 3-5

区連会説明資料  
令和6年9月18日  
地域振興課

地区連合自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和6年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

なお、対象となる役員は、自治会町内会会則、規約等で役員に位置づけられている役職に限ります。また、推薦委員会で推薦する場合に役員であるかどうかの確認を行うため、各自治会町内会の会則、規約等の提出をお願いします。

## 1 対象者

- (1) 各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、令和7年3月末時点で通算5年以上従事していること  
(例：令和2年4月に役員就任 → 令和7年3月末時点で通算5年)
- (2) 地域の課題に対して活動している団体で通算5年以上活動していること

対象除外：民生委員児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員  
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領により活動年数の算定をお願いします。  
(例…5月定期総会で選出→4月1日から就任しているものとみなします)

## 2 提出物

- (1) 推薦書
- (2) 自治会町内会の会則・規約等 (既に最新の会則・規約を提出いただいている場合は不要)

※ 提出依頼は自治だよりで自治会町内会長へ送付します。(詳細は下記)

## 3 提出期限

令和6年10月18日(金)

※ 各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は10月11日(金)としております。

## 4 提出先

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区地域振興課地域活動係

メール：as-jichikai@city.yokohama.jp

裏面あり

## 5 旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

(1) 日時

令和7年1月17日(金) 13時30分から14時30分まで

(2) 場所

旭区役所新館2階大会議室

## 6 推薦書について

推薦書の提出依頼は「自治だより」で各自治会町内会長へ送付します（別紙参照）。

各自治会町内会長には、提出先を各地区連合自治会町内会長宛にお願いしておりますので、推薦書が届きましたら取りまとめのうえ、地域振興課へ提出をお願いします。

(要綱において推薦者は各地区連合自治会町内会長としているため)

## 7 その他（今後の予定）

推薦書の締切り後、区連会三役及び監事による推薦委員会を書面にて開催します。

担当 旭区地域振興課地域活動係  
渋谷・横田  
電話 954-6091  
FAX 955-3341

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

## 令和6年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

なお、対象となる役員は、自治会町内会会則、規約等で役員に位置づけられている役職に限ります。また、推薦委員会で推薦する場合に役員であるかどうかの確認を行うため、各自治会町内会の会則、規約等の提出をお願いします。

### 1 対象者

(1) 各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、令和7年3月末時点で通算5年以上従事していること

(例：令和2年4月に役員就任 → 令和7年3月末時点で通算5年)

(2) 地域の課題に対して活動している団体で通算5年以上活動していること

**対象除外：民生委員児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員  
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等**

※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領により活動年数の算定をお願いします。

(例…5月定期総会で選出→4月1日から就任しているものとみなします)

### 2 提出物

(1) 推薦書

(2) 自治会町内会の会則、規約等 (既に最新の規約を提出いただいている場合は不要)

### 3 提出期限

令和6年10月11日（金）

### 4 提出先

各地区連合自治会町内会長

※ 各地区連合自治会町内会長が取りまとめ後、10月18日（金）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

※裏面あり

## 5 旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

(1) 日時

令和7年1月17日(金) 13時30分から14時30分まで

(2) 場所

旭区役所新館2階大会議室

## 6 その他（今後の予定）

推薦書の締切り後、区連会三役及び監事による推薦委員会を書面にて開催します。

担当 旭区地域振興課地域活動係  
渋谷・横田  
電話 954-6091  
FAX 955-3341

# 旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書

令和 年 月 日

横浜市旭区長

次の者等を、旭区地域活動のつどい功労者表彰の候補者として推薦します。

(地区連合自治会町内会名)

(会長名)

(電話番号)

所属する自治会町内会名					
(ふりがな)					
氏名又は団体名					
住所 団体の場合は代表者氏名及び住所		〒旭区 電話 ( )			
略歴	種別	職名等	在職期間		在職年数
			始期	終期	
	役員歴 (団体の場合は不要です。)				
功労概要		具体的な内容			

※ 当該の役職が自治会町内会における役員に位置づけられているかどうかの確認を行いますので、該当する自治会町内会の会則、規約等を添付してください。

※ 収集した個人情報には本表彰事業以外の目的には使用しません。

提出期限： 令和6年10月18日(金)

※自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限:10月11日(金)

提出先： 旭区役所地域振興課地域活動係 (区役所2階21番窓口)

担当： 渋谷・横田 電話 954-6091

メール as-jichikai@city.yokohama.jp

## 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱

制 定 平成18年1月30日  
最近改正 令和4年9月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭区内の自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）において、役員等として当該自治会町内会等の運営に寄与した者に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会町内会等における副会長等の役員等として通算5年以上従事しているもの
- (2) 永年にわたり、自治会町内会等の活動に尽力し、その功績が顕著なもの

### (被表彰者の資格)

第3条 表彰を受けることができるものは、前条第1号又は第2号に該当し、旭区内において活動している個人等とする。

### (表彰候補者の推薦)

第4条 各地区連合会長は、第2条及び第3条の規定により、表彰を受けるにふさわしいものを表彰候補者として区長に推薦することができる。

### (被表彰者の決定)

第5条 前条により推薦された表彰候補者については、別に定めるものをもって構成する推薦委員会において選考する。

- 2 区長は、前項の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。
- 3 第1項の推薦委員会の運営は別に定める。

### (表彰の方法)

第6条 第2条の表彰については感謝状により、区長が行う。

### (表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年1回行う。

### (実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

## 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領

制 定 平成18年1月30日  
最近改正 令和4年9月1日

### (趣旨)

第1条 この要領は、旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定める。

### (表彰の対象となる活動)

第2条 要綱第2条第1号及び第2号に定める表彰の対象となる活動は、自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）の活動活性化と併せて自治会町内会等への加入促進を図るための取り組みとする。

### (推薦基準)

第3条 表彰候補者の推薦基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会町内会等の役員等としての通算活動年数が5年に達し、現在も引き続き活動をしているもの
- (2) 特に功績が顕著とは、高い功績をあげ、地域活動に多大な評価をされているもの、又は他の模範となる活動であり、地域において波及効果が認められるものをいう。
- (3) 活動年数の算定は、役員等就任時より推薦を受けた日の属する年度の3月末日までとする。

### (再推薦)

第4条 既に表彰を受けた者であっても、表彰を受けた日の属する年度の翌年度以降に改めて第3条第1号及び第2号に規定する推薦基準を満たした場合は、再び推薦を受けることができる。

### (活動年数の計算)

第5条 活動年数の計算にあたり、自治会町内会等で役員改選時期に毎年開催される定期総会において選出され就任した役員については、その総会が開催された月の属する年度の4月1日から活動しているものとみなす。

ただし、3月に定期総会を開催し役員の改選が行われ、3月中に活動を開始する場合には、就任後最初の4月から計算する。

また、活動を中断した期間がある場合は、当該期間を除く前後の期間を通算する。

### (表彰除外)

第6条 民生委員、体育指導委員、青少年指導員等各種団体の永年表彰に該当する者は、表彰の対象から除外する。

### (表彰候補者の推薦)

第7条 要綱第4条に定める表彰候補者の推薦にあたっては、「旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書」を別に指定する期日までに区長に提出するものとする。複数の表彰候補者を推薦するときは、順位を付して推薦するものとする。

(推薦委員会)

第8条 推薦委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 旭区連合自治会町内会連絡協議会会長
- (2) 旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長
- (3) 旭区連合自治会町内会連絡協議会監事
- (4) 旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局 (地域振興課長)

附 則

この要領は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

# 区連会 資料4-1

令和6年9月18日

各自治会・町内会長 様

保土ヶ谷民事調停協会  
会長 野田 光 治

調停手続無料相談会開催に伴うポスターの掲示について(ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より調停制度につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年も日本調停協会連合会の横浜市内の4つの調停協会が合同で調停手続無料相談会を開催します。

不動産・近隣トラブル・借金・交通事故・相続・離婚・家庭内トラブルなどでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談を受けます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、多くの市民の方が周知してくださるよう、貴自治会・町内会掲示板へのポスター掲示にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 【掲示期間】

ポスターが届いてから11月16日(土)まで

## 【枚数】

各自治会・町内会 掲示板数

## 【問合せ先】

保土ヶ谷民事調停協会

(担当:石井) 090-4742-8738

# 調停手続相談会

予約不要!

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題



離婚・婚姻費用・養育費等

このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)

なお、本相談会は税務、法律の相談会ではありませんので、ご注意ください。

また、コロナ等感染症予防のため発熱等体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

日時

令和6年11月16日(土)

10:00~15:30  
(受付終了15:00)

場所

かながわ労働プラザ

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口) 徒歩3分  
JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口 徒歩8分  
横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2 徒歩12分  
横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1 徒歩12分



申込： 予約不要・当日会場で受付

主催： 公益財団法人 日本調停協会連合会  
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会  
神奈川民事調停協会  
保土ヶ谷民事調停協会

後援： 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所  
横浜市市民局

問合せ先： 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係  
横浜家庭裁判所 総務課庶務係

電話 045-664-8778

電話 045-345-3505

自治会・町内会長 各位

旭区福祉保健課長

6区合同（旭・保土ヶ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷）災害時医療のぼり旗掲出訓練の  
実施に伴う告知ポスターの掲出について（依頼）

日ごろから皆様には、防災減災に向けた各種取組に御尽力いただきありがとうございます。

さて、横浜市では、震度6弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療することとしています。

本取組について区民の皆様への周知を促進し、発災時に災害時医療体制が円滑に構築されることを目的として「災害時医療のぼり旗掲出訓練」を実施いたします。今年度は、昨年度合同で実施した旭・保土ヶ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷の6区が参加する予定です。

つきましては、9月の自治だよりで本訓練の実施及び災害時の医療体制に関する告知ポスターを配布いたしますので、掲示板への掲出に御協力をお願いいたします。

1 訓練実施期間

令和6年10月21日（月）～23日（水）の3日間

2 訓練内容

災害協力医療機関及び薬局が診療時間、営業時間内の診療等に支障なく対応できる範囲で、横浜市医療局から予め提供されている災害時のぼり旗 **診療中** **開局中** を掲出します。

3 掲示を依頼する掲示物

A4版ポスター【別紙1】

4 掲出期間

令和6年9月下旬から10月23日（水）まで

5 その他の周知方法

広報よこはま旭区版10月号にて訓練の告知予定です。



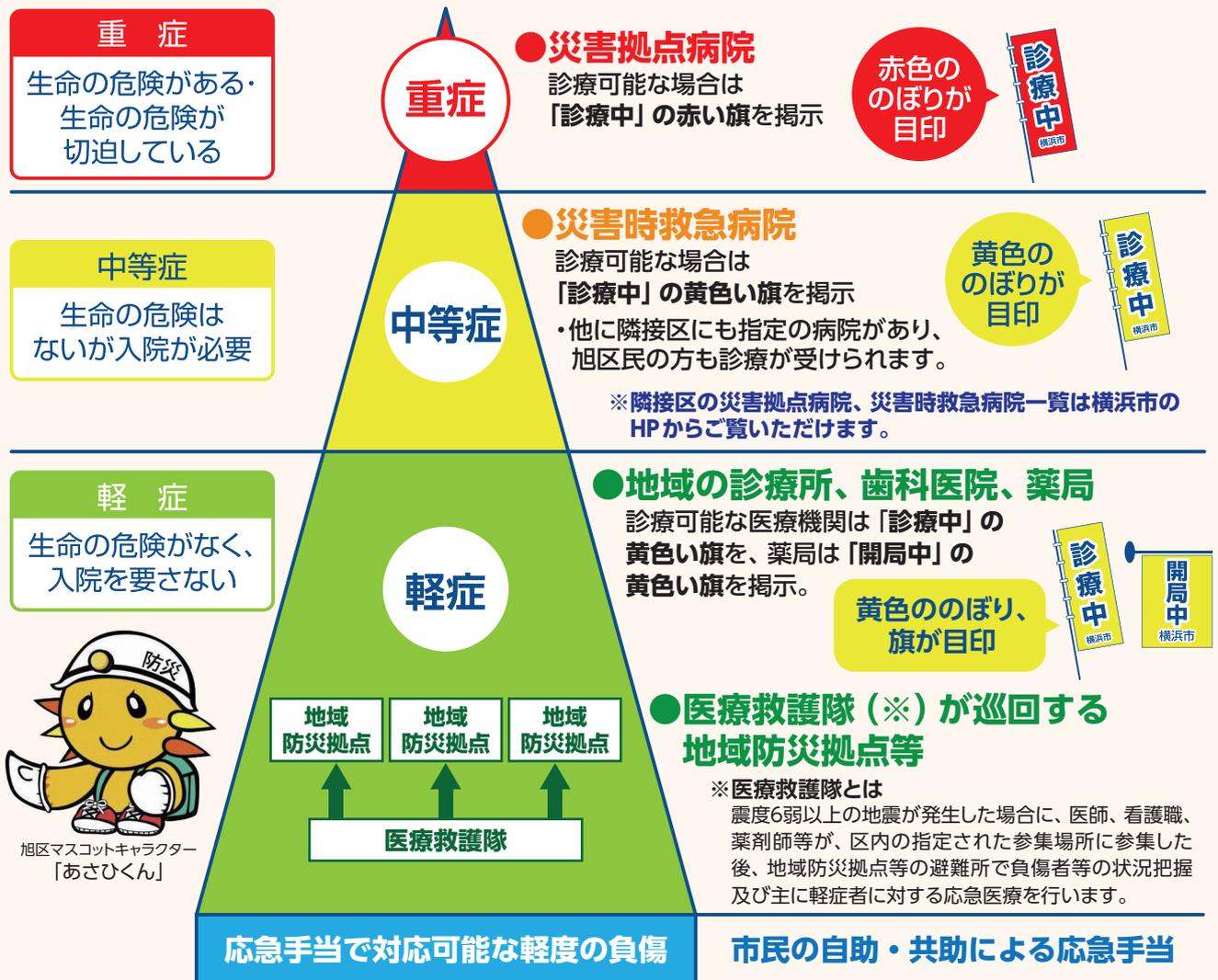
# 令和6年度 旭区3師会 災害時医療のぼり旗掲出訓練

期間 令和6年**10月21日(月)～23日(水)**

地域の協力医療機関である病院、一般診療所、歯科診療所、薬局が、「診療中」「開局中」の“のぼり旗”を掲出します。

※ 震度6弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療、開局することとしています。

緊急度・症状の重さに応じて、医療機関等を選択しましょう。



日頃からの備えも大切です!

- ① 近所の医療機関等を調べておきましょう。
- ② 処方薬等の正確な情報を携帯しましょう。
- ③ 処方薬等は1週間程度の予備を手元に。

# 区連会 資料 4-3

自治会町内会長 各位

横浜市旭区選挙管理委員会

委員長 遠藤 之子

## 臨時期日前投票所(二俣川)の変更について(周知依頼)

臨時期日前投票所(二俣川)は、旭区民文化センター「サンハート」の改修工事に伴い、二俣川地域ケアプラザ(コプレ二俣川 商業・業務棟 6階)に移転しておりましたが、改修工事が終了したため、「サンハート」に戻すこととなりました。

つきましては、移転に関するポスターを作成しましたので、お手数をおかけしますが自治会町内会掲示板での掲示をお願いします

### 1 ポスター掲示期間

次回選挙終了時まで

### 2 設置場所

旭区民文化センター「サンハート」

(所在地：横浜市旭区二俣川1-3 ジョイナステラス3 (旧・二俣川ライフ) 5階)



### 相鉄線でのアクセス

相鉄二俣川駅の改札口を出て右側(北口)へ、連絡通路を右(東向き)に30メートルほど進み、花屋の前にあるエレベーターで5階までご利用ください。

### 【問合せ先】

旭区選挙管理委員会

電話：954-6012

# 期日前投票所変更の



# お知らせ

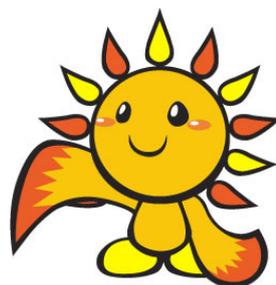
前回の選挙

二俣川地域ケアプラザ

## 今回の選挙から

旭区民文化センター

# サンハート



ジョイナステラス3(旧相鉄ライフ二俣川)5階



期日前投票所は  
旭区役所も開設されます！

【問合わせ】  
横浜市旭区選挙管理委員会  
TEL:954-6012

# 区連会 資料 4 - 4

令和 6 年 9 月 18 日

地区連合自治会町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

旭区ふれあい区民まつり実行委員会事務局長  
(旭区地域振興課長)

## 第 34 回旭ふれあい区民まつり開催チラシの自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、旭区ふれあい区民まつり実行委員会では、毎年 10 月に『旭ふれあい区民まつり』を開催し、住民同士のふれあいや区内活動団体の活動 P R を行っており、今年度は 10 月 20 日（日）に開催する運びとなりました。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

### 1 依頼事項

自治会町内会でのチラシ掲示

### 2 掲出期間

令和 6 年 10 月 20 日（日）まで

※恐れ入りますが、掲出期間終了後のチラシについては破棄願います。

### 3 送付物及び送付枚数

第 34 回旭ふれあい区民まつりチラシ（掲示板数）

担当：旭ふれあい区民まつり実行委員会  
(事務局：旭区地域振興課)

渋谷・石川

電話 9 5 4 - 6 0 9 5

FAX 9 5 5 - 3 3 4 1

第34回

# 旭ふれあい 区民まつり



ミニ商店街コーナー

みんなで盛り上がりましょう!

ステージイベント

情報・体験コーナー

みなくるイベント

子ども向け  
体験コーナーも  
盛りだくさん!

美味しいサイフォン  
コーヒーを味わおう!

10 / 20 (日)  
10時~15時

荒天中止

交通

相鉄線「鶴ヶ峰駅」または  
バス「鶴ヶ峰駅」下車徒歩7分  
※車でのご来場はご遠慮ください  
(当日区役所の駐車場は利用できません)

会場

旭区役所・鎧の渡し緑道  
鶴ヶ峰商店街協同組合駐車場  
旭区市民活動支援センター「みなくる」

雨天時の  
開催について

【インターネットでの確認】  
イベント当日朝7:00以降、  
旭区役所ホームページに掲載します。



【お電話での確認】  
イベント当日朝8:00以降、ご確認ください。  
横浜市コールセンター ☎664-2525